

## 公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の申請に際し  
原価計算書等の添付を省略できる場合について

道路運送法施行規則第 1 0 条の 3 第 3 項の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の申請に、原価計算書その他運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類の添付が必要ない場合を下記のとおり定めたので公示する。

本公示は、平成 1 4 年 2 月 1 日より実施する。

なお、本公示に基づく運賃及び料金の設定又は変更認可申請の受付は、平成 1 4 年 2 月 1 日から開始する。

平成 1 4 年 1 月 1 8 日

中部運輸局長 津野田 元直

### 記

申請しようとする基本運賃が、公示した自動認可運賃と同一である場合。

附 則（平成 1 6 年 3 月 3 1 日付け中運局公示第 1 7 1 号 改正）

改正後の規定は、平成 1 6 年 4 月 1 日以降に申請のあったものから適用する。

附 則（平成 1 6 年 9 月 2 9 日付け中運局公示第 8 3 号 改正）

改正後の規定は、平成 1 6 年 1 0 月 1 日以降に申請のあったものから適用する。

附 則（平成 1 8 年 1 0 月 4 日付け中運局公示第 6 8 号 改正）

改正後の規定は、平成18年10月10日以降に申請のあったものから適用する。

附 則（平成19年9月21日付け中運局公示第67号 改正）

改正後の規定は、平成19年9月21日以降に受け付けた申請より適用する。

附 則（平成19年11月2日付け中運局公示第153号 改正）

改正後の規定は、平成19年11月2日以降に受け付けた申請より適用する。

附 則（平成19年11月26日付け中運局公示第96号 改正）

改正後の規定は、平成19年11月26日以降に受け付けた申請より適用する。

附 則（平成20年1月25日付け中運局公示第114号 改正）

改正後の規定は、平成20年1月25日以降に受け付けた申請より適用する。

附 則（平成21年9月30日付け中運局公示第80号 改正）

改正後の規定は、平成21年10月1日以降に受け付けた申請より適用する。